

令和6年度 保育施設等設置・運営事業者募集の実施について

大阪市では、保育を必要とする全ての児童に対応する入所枠確保を目指しており、令和6年度についても、次のとおり保育施設等（令和7年4月開設）を整備する事業者を募集します。

1. 募集区分

募集区分	補助金	
	補助金交付対象施設（※）	自主整備（補助金なし）
㊸入所枠 30人以上 （北区・中央区）	認可保育所（創設・増築/分園設置） 認定こども園（移行・増築/分園設置）	—
㊹入所枠 50人以上 （北区・中央区以外）		
㊺入所枠 6人以上 49人以下 （北区・中央区は6人以上 29人以下）	小規模保育事業所（A型・B型） 認可保育所（増築・分園設置） 認定こども園（移行・増築・分園設置）	小規模保育事業所（C型） 家庭的保育事業所
㊻事業所内保育事業所	—	保育所型事業所内保育 小規模型事業所内保育（A型・B型）
㊼認定こども園 （3歳児受入連携必須）	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園
㊽認定こども園 （移行・補助金交付対象外）	—	

※補助金交付対象施設については、自主整備（補助金なし）での応募も可能です。

ただし、自主整備を伴い認定こども園へ移行する場合の応募は、募集区分㊽となります。

2. 募集地域及び募集箇所数

㊸入所枠 30人以上

区	入所枠
北区	243人
中央区	436人

㊹入所枠 50人以上

区	定員×施設数
都島区	70人 × 1か所
福島区	75人 × 1か所
西区	109人 × 2か所
天王寺区	90人 × 3か所
西淀川区	80人 × 2か所
淀川区	90人 × 6か所
阿倍野区	90人 × 1か所
住吉区	84人 × 1か所
東住吉区	99人 × 2か所

㊺入所枠 6人以上 49人以下

区	施設数
都島区	1か所
福島区	2か所
此花区	2か所
港区	2か所
淀川区	3か所
東淀川区	4か所
東成区	6か所
生野区	1か所
旭区	3か所
城東区	3か所
住吉区	1か所
東住吉区	4か所

- ・㊸入所枠 30人以上は、施設単位の定員指定は行いません。
- ・記載の入所枠・施設数が確保されるまで募集を継続します。
（中央区例：30人以上の施設を 436人分の定員が充足するまで募集）

募集区分	区	補助金
㊻事業所内保育事業所	市内全域	自主整備（補助金なし）
㊼認定こども園（3歳児受入連携必須）		補助金あり
㊽認定こども園（移行・補助金交付対象外）		自主整備（補助金なし）

3. 公募スケジュール（予定）

募集区分	年度・月	令和5年度				令和6年度						
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
④入所枠 30人以上 ※1 （北区・中央区） ⑥入所枠 50人以上 ※1 （北区・中央区以外の区）	★	継続募集				→★						
	■		▲		●							
	※2		■		▲		●					
				※2	■	▲			●			
③入所枠 6人以上 ※1 ⑩事業所内保育事業所	★	継続募集				→★						
	■		▲		●							
	※2		■		▲		●					
				※2	■	▲			●			
⑨認定こども園（3歳児受入連携必須）	■				▲		●					
⑪認定こども園（移行・補助金交付対象外）	■				▲			●				

凡例：★募集期間 ■応募書類受付開始 ▲応募書類締切（本登録（注）） ●結果公表

注：本登録前に事前登録が必要になります（募集区分により事前登録の時期は異なります）

※1 募集数に達しない場合、継続して募集を実施します。

※2 2回目以降に応募受付する内容は、それまでの応募（募集数に達した場合）や選定状況などにより、変更や中止となる場合があります（随時、大阪市ホームページで周知します。）。

4. 保育施設整備促進のための補助等

○認可保育所（創設）にかかる整備補助金（継続）

詳細については、募集要項をご覧ください。

○工期確保による保育施設応募の促進（継続）

「④入所枠 30人以上（北区・中央区）」、「⑥入所枠 50人以上（北区・中央区以外の区）」の公募については開設期限を原則翌年4月（令和7年4月）としていますが、工期の関係上開設が間に合わない場合は、**最大で開設日を翌々年4月（令和8年4月）まで延ばすことが可能です。**

○土地所有者に対する助成制度（継続）

保育所整備用地の確保を図るため、認可保育所用地を賃貸借契約で提供した土地所有者に対して、**固定資産税及び都市計画税相当額 10年分を一括で補助します（建て貸し方式も補助対象）。**

○認可保育所（改修）にかかる補助基準額の引上げ（継続）

テナントビル等への保育施設整備にかかる改修工事費が高額化していることから、補助基準額を国基準額より引き上げています。

定員	国基準額（補助額上限）	⇒	大阪市基準額（補助額上限）
60人以上	6,880万円（5,160万円）		1億円（7,500万円）
30～59人	3,822万円（2,867万円）		5,500万円（4,125万円）

○都市部における賃借料支援事業（拡充）

建物賃貸物件による保育所整備をする場合であって、実際の建物賃料（礼金等は除外）が保育所委託費における賃借料加算の3倍を超える場合に建物賃料と賃借料加算の差額の一部を補助します。

※賃料相場が市平均を超える9区（北区・都島区・福島区・中央区・西区・天王寺区・浪速区・淀川区・阿倍野区）について、令和6年度より補助期間・補助額を拡充します。

	北区・都島区・福島区・中央区・西区・天王寺区・浪速区・淀川区・阿倍野区	左記以外の区
補助額	建物賃料と賃借料加算額の差額の3/4	
補助上限額	年間 2,145 万円	年間 1,125 万円
	年度途中で開所の場合は、期間に応じ月単位で按分します	
補助期間	開設から5年～最大20年	開設から5年
補助対象地域	保育所整備補助対象地域（募集要項におけるA・B・C地域）	

※令和7年度整備補助決定分までの予定

○その他補助制度（継続・拡充）

上記の他にも、認可保育所の分園や認定こども園の分園に対する賃借料加算補助等の補助金があります。なお、これまで7区のみを対象地域としていた分園設置促進補助制度は、令和6年度から全区へ対象地域の拡大します。

【担当】 大阪市こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ

電話：06-6208-8126 FAX：06-6202-9050